

令和4年度技能講習等のご案内

(公社)福岡県労働基準協会連合会 久留米支部、久留米労働基準協会

令和4年度 技能講習等一覧表				講習会場		久留米ハ女筑紫野		学科：(一社)ハ女労働基準協会(ハ女市稲富121)、実技：ハ女青果園(ハ女市蒲原340) 学科・実技：(公社)福岡県労働基準協会連合会筑紫野会場(筑紫野市山家2080-24)		三瀬大川		学科：大木町商工会(三瀬郡大木町大字八丁牟田255-1)、実技：JA福岡大城大木カトリック(三瀬郡大木町上八院1730) 学科：大川商工会議所(大川市大字酒見221-6)、実技：JA福岡大城大木カトリック(三瀬郡大木町上八院1730)		
講習会名		日数	受講料(税込)			対象業務等	日程及び講習会場	講習内容	申込に必要な書類	申込方法	受講料支払方法	振込先		
			区分	受講料	送料代								合計	
技能講習	小型移動式クレーン運転技能講習 福岡労働局長登録第8号	3日間	16H※1	35,750	1,705	37,455	別紙講習日程表をご確認下さい。	・小型移動式クレーンに関する知識 ・関係法令 ・力学に関する知識 ・原動機及び電気に関する知識 ・小型移動式クレーンの運転	1.(就業制限業務)技能講習申込書 必要により実務経験証明 2.写真 (縦3cm×横2.4cm) 3.記載事項確認書類 自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カード、6ヶ月以内の住民票等 いずれかのコピー	必要書類をそろえて、久留米労働基準協会へ郵送又はご持参下さい。	必要書類をそろえて、久留米労働基準協会へ郵送又はご持参下さい。	受講料は、右に記載の銀行へお振込み下さい。 講習開始日の10日前までにお振込みをお願いします。 なお 振込手数料は、申込者様にてご負担お願いいたします。	1.西日本シティ銀行 天神支店 普通 2075823 2.福岡銀行 本店 普通 6617414 口座名:公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会	
		3日間	20H	39,600	1,705	41,305		・トラッククレーン(積載型トラッククレーン含む) ・ホイールクレーン(ラフテレンクレーン含む) ・クローラークレーン ・鉄道クレーン ・浮きクレーン ・その他の小型移動式クレーン						
	玉掛け技能講習 福岡労働局長登録第2号	3日間	15H※2	19,250	1,650	20,900		・クレーン等に関する知識 ・玉掛けの方法 ・力学に関する知識 ・クレーン等の玉掛け						
		3日間	16H※3	20,900	1,650	22,550								
		3日間	19H	23,100	1,650	24,750								
	フォークリフト運転技能講習 福岡労働局長登録第11号	2日間	11H※4	22,000	1,650	23,650		・荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ・力学に関する知識 ・関係法令 ・走行及び荷役の操作						
		4日間	31H※5	31,900	1,650	33,550								
		5日間	35H	38,500	1,650	40,150								
	高所作業車運転技能講習 福岡労働局長登録第14号	2日間	12H※6	36,850	1,650	38,500		作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転の業務に必要な講習。(道路上を走行させる運転を除く)						・原動機に関する知識(17Hのみ) ・作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ・関係法令 ・一般的事項に関する知識 ・作業のための装置の操作
		2日間	14H※7	37,950	1,650	39,600								
3日間		17H	49,500	1,650	51,150									
車両系建設機械運転技能講習 (整地運搬、積込み用及び掘削用) 福岡労働局長登録第11号	5日間	38H	82,500	1,650	84,150	機体重量が3トン以上の建設機械の運転業務に必要な講習(道路上を走行させる運転を除く) 【操作可能な主な機械】 ・ブルドーザー ・トラクターショベル ・パワーショベル ・バケット研削機 ・油圧ショベル	・作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識 ・作業相知に関する知識 ・一般事項に関する知識 ・関係法令 ・走行に関する相知の構造及び取扱いの方法に関する知識 ・走行装置に関する知識 ・走行の操作 ・作業のための装置の操作							
車両系建設機械運転技能講習 (解体用) 福岡労働局長登録第10号	1日間	5H	19,800	1,650	21,450	機体重量が3トン以上の解体用建設機械の運転業務に必要な講習(道路上を走行させる運転を除く) 【操作可能な主な機械】 ・ブレーカ及び鉄骨切断機 ・コンクリート圧砕機 ・解体用つかみ機	・作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識 ・一般的事項に関する知識 ・関係法令 ・作業のための装置の操作							
ガス溶接技能講習 福岡労働局長登録第6号	2日間	13H	13,200	880	14,080	可燃性ガスおよび酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務に必要な講習 実務経験を積むとガス用溶接作業主任者免許試験の受験資格が得られる。	・可燃性ガス及び酸素に関する知識 ・設備の構造及び取扱いの方法に関する知識 ・関係法令 ・設備の取扱い							
安全衛生推進者養成講習 福岡労働局長登録第1号		2日間	10H	11,000	1,430	12,430	労働安全衛生法第12条の2の規定により、10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、安全衛生推進者を選任し事業場における安全衛生に係る業務を担当させなければなりません。	・安全管理 ・危険性又は有害性の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 ・作業環境管理及び作業管理 ・健康の保持増進対策 ・安全衛生関係法令 ・安全衛生教育	1.安全衛生推進者養成講習受講申込書 2.写真(縦3cm×横2.4cm) 3.記載事項確認書類 自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カード 6ヶ月以内の住民票等 いずれかのコピー	必要書類をそろえて、久留米労働基準協会へ郵送又はご持参下さい。	協会へご持参又は協会へお振込み下さい。 講習開始日の10日前までにお振込みをお願いします。なお振込手数料は、申込者様にてご負担お願いいたします。	筑邦銀行 中央町支店 普通口座 1743984 口座名:公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会 久留米支部		

===受講資格===

改訂2022/3/25

作成2022/2/15

- ※1 ・運転士免許所持(クレーン、デリック、揚貨装置)、技能講習修了(玉掛け、床上操作式クレーン)
- ※2 ・運転士免許所持(クレーン、デリック、揚貨装置、移動式クレーン)、技能講習修了(小型移動式クレーン、床上操作式クレーン)
- ※3 ・クレーン、移動式クレーン、デリック若しくは揚貨装置でつり上げ荷重若しくは制限荷重が1トン以上のものの玉掛けの補助作業の業務又は制限荷重が1トン未満の揚貨装置の玉掛業務に6ヶ月以上の経験がある方
- ※4 ・大型特殊自動車運転免許(カタピラに限るを除く)所持者、自動車運転免許証を有し、フォークリフト特別教育終了後、3ヶ月以上の経験がある方

- ※5 ・自動車運転免許所持者
- ※6 ・移動式クレーン運転士免許所持者、小型移動式クレーン運転技能講習修了者
- ※7 ・自動車運転免許所持者、車両系建設機械(整地等)(解体用)(基礎工事用)、フォークリフト、ショベルローダー等、不整地運搬車いずれかの運転技能講習修了者

(注1) 実務経験者は、実務経験証明書が必要です。

(注2) 台風、大雪等により講習を実施することが困難な場合は、講習を中止又は延期いたします。

※申込詳細については、別紙「技能講習等の申込について」を参照願います。

お問い合わせ・お申込み先	久留米労働基準協会 〒830-0021 久留米市篠山町6-381-1
	TEL：0942-34-5531, FAX：0942-35-2602
	Email：K-rouki@galaxy.ocn.ne.jp